長久手市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サ

ービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例の制定について

１　経緯

　　介護保険法の一部改正に伴い、介護保険法により定められていた指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を市町村の条例により定めることとされたことによるものです。

２　制定予定の条例（案）

　⑴　条例

長久手市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関し必要な事項を定める条例

　⑵　制定内容

　　　①第１条に条例の制定趣旨を規定

②第２条に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う特別養護老　人ホームの入所定員を規定

　　　③第３条に指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を規定

３　根拠となる法律

　⑴　入所定員

　　介護保険法第７８条の２第１項

　　**第七十八条の二** 　第四十二条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、[老人福祉法第二十条の五](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%8e%4f%94%aa%96%40%88%ea%8e%4f%8e%4f&REF_NAME=%98%56%90%6c%95%9f%8e%83%96%40%91%e6%93%f1%8f%5c%8f%f0%82%cc%8c%dc&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000002000500000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000002000500000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000002000500000000000000000000000000) に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

⑵　申請者の資格

　　　介護保険法第７８条の２第４号第１号

　　　**４** 　市町村長は、第一項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。

**一** 　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

第１１５条の１２第２項第１号

　　　**２** 　市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第五十四条の二第一項本文の指定をしてはならない。

**一** 　申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

４　条例で基準を定める場合の国の示す基準

　　従うべき基準

５　主な内容

　⑴　介護保険法第７８条の２第１項及び介護保険法第７８条の２第４号第１号、第１１５条の１２第２項第１号に基づく基準を定めます。

　⑵　厚生労働省令の規定どおり定めます。

６　長久手市の考え

　　厚生労働省令に従うべき基準であるため、省令が示している基準を持って、本市の基準とします。